

平成28年8月5日

『改正個人情報保護法Q & A』
～第3回 第三者提供の確認・記録義務～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹⁾）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

Q 個人データの第三者提供に係る確認・記録義務が設けられるとのことですが具体的な内容について教えてください。

A 個人情報取扱事業者は個人データを第三者に提供する場合、「個人データを提供した年月日」、「当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項」、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」、「当該個人データの項目」等を記録し、一定期間保存する必要があります。

また、個人情報取扱事業者は、第三者から個人情報の提供を受ける場合には、「当該第三者の氏名及び住所等」及び「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」を確認し、これらの事項と共に、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」や「当該個人データの項目」等を記録し、一定期間保存する必要があります。

【解説】

1 改正の背景

本改正の背景は、平成 26 年 6 月に発覚した、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」といいます。）の会員情報の流出です。

平成 26 年 6 月 27 日、ベネッセの業務委託先元社員が、ベネッセの顧客情報を不正に取得し、約 3,504 万件分の情報（下記項目）を名簿業者 3 社へ売却したことが発覚しました。

漏えいした情報は以下の情報でした（クレジットカード情報が名簿業者へ売却された事実は一切確認されませんでした。）。

- サービス登録者の氏名、性別、生年月日
- 同時に登録した保護者または子供の氏名、性別、生年月日、続柄
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号
- FAX 番号（登録者）
- 出産予定日（一部のサービス利用者のみ）
- メールアドレス（一部のサービス利用者のみ）

この事件を受けて、経済産業省の『個人情報の保護に関する法律についての 経済産業分野を対象とするガイドライン』（平成 26 年 12 月 12 日厚生労働省・経済産業省告示第 4 号）が改訂され、個人データのトレーサビリティの確保を図る規程が設けられました。

すなわち、第三者からの提供（法 23 条 1 項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの

委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。)により、個人情報(施行令2条2号に規定するものから取得した個人情報を除く。)を取得する場合には、提供元の法の遵守状況(例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど)を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面を点検する等により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましいこととされました。

『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』(平成21年11月20日金融庁告示第63号、最終改正:平成27年7月2日金融庁告示第66号(平成27年7月9日施行))において、同様の規定が設けられています。

改正個人情報保護法においては、これらのガイドラインをより発展させた、規定が設けられました(法25条、26条)。ガイドラインにおいては、個人データの提供を受ける側の確認の努力義務でしたが、改正個人情報保護法においてはこれが法的義務化すると共に、個人データの提供をする側の記録の作成義務も規定されております。

このように個人データの提供元の記録及び個人データの提供先の確認・記録によって、個人情報保護委員会は、個人データを漏えいした者を追跡することが可能となります。

2 第三者提供に係る記録の作成・保存義務(法25条)

(1) 規制の概要

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成し、これを一定期間保存しなければなりません(保護法25条1項、2項)。

(2) 記録の作成・保存義務がない場合

ア 保護法23条1項各号に該当する場合

当該個人データの提供が「法令に基づく場合」等の保護法23条1項各号に該当する場合については、記録の作成・保存義務はありません。

これは、保護法23条1項各号の要件を満たして提供された個人データが点々流通することがほとんど想定されないことから、確認や記録の作成・保存をするまでの必要がないと考えられたためです。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

イ 保護法 23 条 5 項各号に該当する場合

「個人情報の取扱いの委託」、「合併等の事業承継に伴う場合」、「個人データの共同利用」といった保護法 23 条 5 各号のいずれかに該当する場合については、記録の作成・保存義務はありません。

これは、保護法 23 条 5 項各号の要件を満たす場合は、提供者と受領者とを一体としてみることができるため第三者提供の規律（同条 1 項から 4 項まで）もかからないことから、確認や記録の作成・保存をするまでの必要がないと考えられたためです。

ただし、外国にある第三者に個人データの提供をする場合（保護法 24 条）には、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」又は「個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している者」に該当する場合を除き、保護法 23 条 5 項各号に該当する場合も記録の作成・保存義務があります。

- 1 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ウ 実質的に「第三者提供」ではないと評価できる場合

個人情報保護ガイドラインにおいて、以下のとおり、実質的に「第三者提供」ではないと評価できる場合は、記録の作成・保護義務はないと定められる予定です。

対応案	具体例
本人による提供と整理できる場合	SNS等のweb上で個人Aのプロフィール、投稿内容等を事業者Bが閲覧する場合のSNS等運営会社。
本人に代わって提供する場合	個人Aから、個人Bの口座への振込依頼を受けた仕向銀行Cが、個人Bの口座を有する被仕向銀行Dに対して、当該振込に係る情報を提供する場合の仕向銀行C。
本人側への提供の場合	金融機関Aの営業員が、家族Cと共に来店した顧客Bに対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合の金融機関A。

エ 個人情報取扱事業者でない個人が提供する場合

本規制は個人情報取扱事業者の義務であるので、個人情報取扱事業者ではない個人が個人データを提供する場合には、当該個人は記録の作成・保存義務はありません。

なお、改正法により、過去6か月間5000以下の個人データしか保有しない場合の個人情報取扱事業者からの除外が廃止されます（保護法2条1項）。したがって、個人であっても事業者であれば個人情報取扱事業者として第三者提供に係る作成・記録義務を負います。

(3) 記録を作成する方法

ア 記録の作成方法（規則案12条1項）

個人データを第三者に提供したときの記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法によります（規則案12条1項）。

イ 取扱いの原則（同条2項本文）

上記アの記録は、下記ウ・エに該当する場合を除き、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければなりません。

ウ 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合（同条2項ただし書）

上記アの記録は、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（オプトアウトの方法による提供を除く。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、下記エに該当する場合を除き、一括して作成することができます。

（具体例）同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して同一項目の個人データを授受するような場合。

エ 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合（同条3項）

上記アの記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に下記（4）に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって個人データを第三者に提供したときの記録に代えることができます。

（具体例）小売業者Aが顧客Bからの申込により販売商品の修理契約を締結し、当該契約に基づき小売業者Aが提携修理業者Cに修理業務を下請けする際に、提携修理業者Cに対して顧客Bから受け入れた修理契約申込書等の写しを交付する場合。

（4）記録事項（規則案13条）

個人データを第三者に提供したときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ以下の事項です。

ア オプトアウト手続により個人データを第三者に提供した場合（同条1項）

- ① 当該個人データを提供した年月日
- ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④ 当該個人データの項目（具体例：住所、氏名、電話番号、購入履歴等提供をされる個人データの種類）

イ 個人データを本人の同意を得て第三者に提供した場合（同条2項）

- ① 本人の同意を得ている旨（保護法23条1項又は24条の同意）
- ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④ 当該個人データの項目（具体例：住所、氏名、電話番号、購入履歴等提供をされる個人データの種類）

※本人の同意がある場合は、上記ア①（当該個人データを提供した年月日）の記録が省略されます。

（具体例）団体Aが、あらかじめ同意を得た上で、地域の税理士等の氏名・連絡先等を記載した名簿を作成し、団体加盟企業に配布する場合。

ウ 記録の省略（同条3項）

上記のア又はイの記載事項のうち、既に上記（3）ア～エの方法により作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。

なお、改正法施行日前に上記（3）ア～エの方法に相当する方法で記録を作成しているもの（当該記録を保存している場合におけるものに限ります。）についても当該事項の記録を省略することができます（規則案附則3条）。

（5）第三者提供に係る記録の保存期間（保護法25条2項、規則案14条）

個人情報取扱事業者は、上記（4）の記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から一定期間保存しなければなりません。

場合	保存期間
①本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合（上記（3）エ）	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
②個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合（上記（3）ウ）	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
③上記①・②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

3 第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成・保存義務（保護法26条）

(1) 規制の概要

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による当該個人データの取得の経緯について確認をするとともに、記録の作成・保存を行わなければなりません。

個人データを提供をする「第三者」が、個人情報取扱事業者に該当しない個人である場合にもかかる確認・記録義務はあります。

(2) 確認義務及び記録の作成・保存義務がない場合

ア 保護法23条1項各号に該当する場合

個人データを第三者提供する場合（上記2（2）ア）と同様に、当該個人データの提供が「法令に基づく場合」等の保護法23条1項各号に該当する場合については、確認義務及び記録の作成・保存義務はありません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 法令に基づく場合2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 |
|--|

イ 保護法23条5項各号に該当する場合

個人データを第三者提供する場合（上記2（2）イ）と同様に、「個人情報の取扱いの委託」、「合併等の事業承継に伴う場合」、「個人データの共同利用」といった保護法23条5各号のいずれかに該当する場合については、確認義務及び記録の作成・保存義務はありません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り |
|--|

得る状態に置いているとき。

ウ 実質的に「第三者提供」ではないと評価できる場合

個人データを第三者提供する場合（上記2（2）ウ）と同様に、以下のとおり、実質的に「第三者提供」ではないと評価できる場合は、記録の作成・保護義務はないと定められる予定です。

対応案	具体例
本人による提供と整理できる場合	SNS等のweb上で個人Aのプロフィール、投稿内容等を事業者Bが閲覧する場合の事業者B。
本人に代わって提供する場合	個人Aから、個人Bの口座への振込依頼を受けた仕向銀行Cが、個人Bの口座を有する被仕向銀行Dに対して、当該振込に係る情報を提供する場合の被仕向銀行D。

エ 受領者にとって個人データの提供に該当しない場合

受領者にとって個人データに該当しなければ、個人情報保護ガイドラインにおいて、確認義務及び記録の作成・保存義務は不要とされる予定です。

（具体例）事業者Aの営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺1枚を取り出してそのコピーを事業者Bの営業担当に渡す場合。

（3）確認事項

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの第三者提供を受ける場合には、以下の事項を確認する必要があります。

- ①当該第三者の氏名又は名称
- ②当該第三者の住所
- ③当該第三者が法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- ④当該第三者による当該個人データの取得の経緯

「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」（④）は、提供者自身が提供に係る個人データをどのように取得したのかを意味するものであり、個人データが転々流通している事案において、提供者より前に取得した者の取得の経緯を全て確認することまで求められません（「一問一答 平成27年改正個人情報保護法」（商事法務）95頁）。

下記図で言えば、D社はC社がB社から個人データを取得した経緯について確認すれば足り、B社がA社から個人データを取得した経緯、A社が本人から個人情報を取得した経緯については確認する必要はありません。



これは、①提供者が知っているのは、通常、その提供者自身がどのような経緯で取得したかという点のみであり、提供者が取得する以前にその個人データがどのように流通してきたかという過程まで示されることは困難であると考えられること、②個人データが転々流通することから、それぞれの提供場面において、各提供者が自身の取得の経緯を提供を受ける者に報告すれば、個人情報保護委員会が各事業者に保存された記録を基に個人データの流通経路をたどることが可能であるからです。

(4) 確認方法（規則案 15 条）

ア 確認方法の原則（同条 1 項、2 項）

第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりです。

①当該第三者の氏名又は名称 ②当該第三者の住所 ③当該第三者が法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名	個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
④当該第三者による当該個人データの取得の経緯	個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

イ 確認方法の特例（同条 3 項）

第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に上記アの方法による確認（当該確認について下記（5）の方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項（上記（3））の内容が同一であることの確認を行う方法によります。

なお、確認事項（上記（3））のうち、施行日前に上記アの方法に相当する方法で確認（当該確認について上記（5）の方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存し

ている場合におけるものに限る。)を行っているものについては、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法によります(規則案附則4条)。

(5) 確認事項の偽りの禁止(保護法26条2項)

個人データを提供する第三者は、個人情報取扱事業者が保護法26条1項に基づき、氏名・住所等や取得の経緯について確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはなりません。

この義務は、個人情報取扱事業者だけでなく、保護法25条に基づく個人データを第三者に提供する際の記録の作成・保存義務を負わない個人に対しても課せられます。

この義務に違反した場合は、10万円以下の過料に処せられます(保護法88条1号)。

(6) 記録を作成する方法

個人情報取扱事業者は、保護法26条1項に基づき、氏名・住所等や取得の経緯について確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録を作成しなければなりません(保護法26条3項)。記録の作成方法は、上記2(3)の個人データを提供する場合の記録の作成方法と同様です。

ア 記録の作成方法(規則案16条1項)

第三者から個人データの提供を受けた場合の記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法によります(規則案12条1項)。

イ 取扱いの原則(同条2項本文)

上記アの記録は、下記ウ・エに該当する場合を除き、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければなりません。

ウ 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合(同条2項ただし書)

上記アの記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(オプトアウトの方法による提供を除く。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができます。

(具体例) 同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して同一項目の個人データを授受するような場合。

エ 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合（同条3項）

上記アの記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に下記（7）に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができます。

（具体例）小売業者Aが顧客Bからの申込により販売商品の修理契約を締結し、当該契約に基づき小売業者Aが提携修理業者Cに修理業務を下請けする際に、提携修理業者Cに対して顧客Bから受け入れた修理契約申込書等の写しを交付する場合。

（7）記録事項（規則案17条）

ア 個人情報取扱事業者がオプトアウト手続による個人データの提供を受けた場合（同条1項1号）

- ① 個人データの提供を受けた年月日
- ② 当該第三者の氏名又は名称
- ③ 当該第三者の住所
- ④ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- ⑤ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- ⑥ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ⑦ 当該個人データの項目
- ⑧ 保護法23条4項に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨

イ 本人の同意を得た個人データの提供を個人情報取扱事業者が受けた場合（同条1項2号）

- ① 本人の同意を得ている旨（保護法23条1項又は24条の同意）
- ② 当該第三者の氏名又は名称
- ③ 当該第三者の住所
- ④ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- ⑤ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- ⑥ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

⑦ 当該個人データの項目

(具体例) 団体Aが、あらかじめ同意を得た上で、地域の税理士等の氏名・連絡先等を記載した名簿を作成し、団体加盟企業に配布する場合。

ウ 個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合 (同条1項3号)

- ① 当該第三者の氏名又は名称
- ② 当該第三者の住所
- ③ 当該第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名
- ④ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- ⑤ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ⑥ 当該個人データの項目

エ 記録の省略 (同条2項)

上記のアからウまでの記載事項のうち、既に上記(6)ア～エの方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。

なお、改正法施行日前に上記(6)ア～エの方法に相当する方法で記録を作成しているもの(当該記録を保存している場合におけるものに限ります。)についても当該事項の記録を省略することができます(規則案附則5条)。

(8) 第三者提供に係る記録の保存期間 (保護法26条4項、規則案14条)

個人情報取扱事業者は、上記(7)の記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から一定期間保存しなければなりません。

場合	保存期間
①本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合(上記(6)エ)	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
②個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合(上記(6)ウ)	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
③上記①・②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

4 事業者の確認義務・記録の作成・保存義務の違反がある場合

個人情報保護委員会は、①事業者に対して、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告すること、②勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告された措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときは、勧告した措置をとるよう命令することができます（保護法 42 条 1 項・2 項）。

個人情報保護委員会は事業者に対して、個人情報の取扱いについて報告を求め、又は立入検査を行うことができます（保護法 40 条）。

命令を受けた事業者が命令に従わない場合は、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます（改正個人情報保護法 84 条）。

個人情報の保護に関する法律	個人情報の保護に関する法律施行規則（案）
<p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、<u>個人情報保護委員会規則</u>で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の<u>個人情報保護委員会規則で定める事項</u>に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>(第三者提供に係る記録の作成)</p> <p>第十二条 <u>法第二十五条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。</u></p> <p>2 法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。</p> <p>(第三者提供に係る記録事項)</p> <p>第十三条 <u>法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める</u></p>

	<p>事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合</p> <p>次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 当該個人データを提供した年月日</p> <p>ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）</p> <p>ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ニ 当該個人データの項目</p> <p>二 法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により個人データを第三者に提供した場合</p> <p>次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨</p> <p>ロ 前号ロからニまでに掲げる事項</p> <p>2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十五条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第二十五条第一項の当該事項の記録を省略することができる。</p>
--	---

<p>2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から<u>個人情報保護委員会規則で定める期間</u>保存しなければならない。</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、<u>個人情報保護委員会規則</u>で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの</p>	<p>(第三者提供に係る記録の保存期間)</p> <p>第十四条 <u>法第二十五条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 第十二条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間</p> <p>二 第十二条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間</p> <p>三 前二号以外の場合 三年</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認)</p> <p>第十五条 <u>法第二十六条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法</u>は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。</p> <p>2 <u>法第二十六条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法</u>は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。</p>
---	--

<p>にあつては、その代表者又は管理人) の氏名</p> <p>二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、<u>個人情報保護委員会規則</u>で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の<u>個人情報保護委員会規則</u>で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p>	<p>3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項で規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成)</p> <p>第十六条 <u>法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法</u>は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。</p> <p>2 法第二十六条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括</p>
---	--

	<p>して作成することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。</p> <p>(第三者提供を受ける際の記録事項)</p> <p>第十七条 <u>法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者が法第二十三条第二項の規定により個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項</p> <p>イ 個人データの提供を受けた年月日</p> <p>ロ 法第二十六条第一項各号に掲げる事項</p> <p>ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ニ 当該個人データの項目</p> <p>ホ 法第二十三条第四項の規定により公表されている旨</p> <p>二 個人情報取扱事業者が法第二十三条第一項又は法第二十四条</p>
--	---

<p>4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から<u>個人情報保護委員会規則で定める期間</u>保存しなければならない。</p>	<p>の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項 イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨 ロ 前号ロからニまでに掲げる事項 三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>（第三者提供を受ける際の記録の保存期間） 第十八条 <u>法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> 一 第十六条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間 二 第十六条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日
---	--

	から起算して三年を経過する日までの間 三 前二号以外の場合 三年
--	-------------------------------------